

破産債権査定決定に対する異議の訴えにおいて、破産手続における届出債権と異なる債権の発生原因を追加主張することは許されないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 11 月 27 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（ネ）第 3850 号
【事 件 名】 破産債権査定異議請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却（確定）
【参 照 法 令】 破産法 128 条
【掲 載 誌】 金判 1741 号 28 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25628912

弁護士 上甲悌二

事実の概要

X（原告・控訴人）は、破産者から、平成 30 年 7 月から令和元年 5 月にかけて、太陽光・バイオマスによる発電事業に関する開発権等を譲り受け、その代金を支払った。

破産者は、令和 3 年 10 月 9 日、破産手続開始決定をうけた。

X は、本件譲渡契約における譲渡代金額は暫定価格であり、事後的に合理的評価額に修正する旨の合意があったとして、破産者に対し、支払済みの代金額から合理的評価額を控除した残額につき不当利得返還請求権を有するとして、破産債権届出を行った。

これに対し、破産管財人である Y（被告・被控訴人）が同債権届出の否認をなしたことから、X は、破産裁判所に対し破産債権査定の申立を行ったが、同裁判所は、0 円の査定決定をした。

そこで、X は、同査定決定に対する異議の訴えとして本件訴訟を提起した。

同訴訟の原審において、X は、届出にかかる本件破産債権と実質的に同一の債権として、①本件に関し破産者が虚偽説明を行い不当な高値で譲渡したことを理由とする詐欺取消または錯誤無効に基づく不当利得返還請求権（債権 A）、または、②本件に関し破産者が虚偽説明を行い不当な高値で譲渡したことを理由とする不法行為または債務

不履行による損害賠償請求権（債権 B）が認められるべきとして、主張を追加した。

原審は、かかる債権の追加主張は、破産法 128 条の規定に反し許されないとした上で、当初の届出債権は認めることはできないとして、本件査定決定を認可した。

X は、これを不服として控訴を提起したものが本件である。

判決の要旨

本判決は、X が本件訴訟において、当初の届出債権と実質的に同一の債権としての債権 A 及び債権 B の追加主張することが、破産法 128 条に反し許されないかという点について、以下のとおり判示する。

「破産法 128 条の主張制限の趣旨は、破産債権者表の記載以外の主張を許せば、債権調査期日等において同表の記載を前提に異議等を述べなかった関係者の異議権を損なうなど手続的正当性が失われるばかりか、すべての関係者の関与の下で破産債権を確定させ包括的な清算処理を行うという破産法の趣旨に反することになるため、このような主張を許さないことにある。これに加え、異議の訴え等の手続において新たな主張の追加を認めることで、破産債権の早期確定の要請に反することにもなりかねず、清算手続の迅速処理にも悖る

ことになる。

このような制度趣旨からすれば、破産管財人や破産債権者らが個別に認識していた主観的事情を基礎とするのではなく、破産債権者表に記載されている内容を基礎として客観的に判断するのが相当である。」

Xによる破産債権届出書の記載から、X自身も本件破産債権と債権A及びBは別債権であるとの認識があったといえるし、破産管財人等の利害関係人としても別債権として理解するのが当然である。そして、主張の構成によって要件事実が大きく異なり、立証の要否や難易度も異なり、異議等を出すべきか否かの判断にも大きく影響するが、それにもかかわらず、事後的に異議の訴え等の手続で主張の追加を許すことは破産法128条の趣旨に照らして適切とはいえない。

さらに、Xの破産債権の届出状況に照らしても、本件破産債権についてあえて損害賠償請求の構成による届出をしなかったというほかない。

そうすると、本件破産債権と債権A及びBとが実質的に同一といえないことは明らかであり、債権A及びBを主張することは破産法128条の規定に反し、許されないというべきである。

判例の解説

一 査定手続等における主張制限の原則

倒産手続における債権査定手続、債権査定異議訴訟及び債権確定訴訟として受継される訴訟（以下、併せて「査定手続等」という。）における審理の対象は、いずれも異議等の対象となっている債権の存在もしくは額、または優先権などの属性である。

具体的には、破産手続の場合には、各破産債権の額及び原因、優先的破産債権であるか否か、劣後的破産債権であるか否か（破111条1項1号～3号）であり、再生手続、更生手続の場合には、再生債権、更生債権の内容及び原因（民再105条1項、会更151条1項）がその審理の対象となる。

そして、査定手続等においては、債権者は、債権者表に記載されている事項のみを主張することができる（破128条、民再108条、会更157条）、例えば、その債権額の増加や、原因の変更、新たな優先権の主張などは許されない。

二 債権の同一性

前記のような主張制限の原則から、債権者は、査定手続等において新たな債権の発生原因を主張することは許されないが、債権の同一性を害しない程度の主張であれば許されるかが問題となる。

この点に関し、そもそも破産法128条、民事再生法108条、会社更生法157条において、主張制限が設けられている趣旨は、訴訟当事者とならなかった他の届出債権者など関係人の異議権行使の機会を確保することにあることから、その趣旨を厳格に解し、債権者表に記載されていない内容についてはもはや主張できないとする見解がある。

これに対し、あまりにその趣旨を厳格に解すると、債権届出に際して、正確な法律構成を選択しなければならず、その選択を誤った場合のリスクをすべて債権者が負わなければならないのは妥当でないとして、債権者表の記載と異なる原因による債権であっても、請求の基礎に変更がない限り訴えの変更によって請求可能であるとする見解、あるいは、さらに広げて、社会経済的に同一と認められる範囲であれば、法律上別個の権利であっても訴えの変更によって請求可能であるとする見解も存する¹⁾。

三 判例の動向

判例は、旧法に関するものも含めていくつか存するが、その見解も分かれている。

まず、債権者が、消費貸借契約上の連帯保証債務として届出をしていたが、確定の訴えにおいて、準消費貸借契約上の連帯債務履行請求権にかかる権利であり、かつ、自ら当事者であったのではなく、他から譲り受けたものであると主張した事案につき、届出原因として表示された発生原因に多少の付加変更をしても差し支えないとして適法と認めたものがある（大判昭11・10・16民集15巻1825頁）。

一方、売買代金債権として届出がされたのに対し、確定の訴えにおいて、支払のために振り出された手形上の債権と主張した事案につき、売買代金債権と手形債権とは、各々その法律上の発生原因を異にするものであるから、たとえそれが経済的に同一の原因に基づくものであるにしても法律上は別債権であるとして許されないとしたもの

(大阪地判昭 29・6・17 判タ 42 号 63 頁)、あるいは、売買代金債権として届出がされたのに対し、委任契約に基づく債権であると主張を変更した事案につき、その変更は許されないとしたもの(東京地判昭 30・10・28 判時 67 号 15 頁)などがある。

また、近時では、債権者表に記載されていた「ゴルフ会員権に基づく更生債権」と「不当利得に基づく債権」については、実質的關係が同一であるとはいえないとされた事案(大阪高判昭 55・2・21 判タ 427 号 179 頁)、「ゴルフ会員権債権」と「預託金返還請求権」には、実質的關係の同一性があると認められた事案(大阪高判昭 56・6・25 判時 1031 号 165 頁)、「貸金債権」と「不当利得返還請求権」には、実質的同一性があるとされた事案(大阪高判昭 56・12・25 判時 1048 号 150 頁)、「損害賠償請求権」として届出がされた債権につき、「請負代金債権」に変更して主張することは許されないとされた事案(仙台高判平 16・12・28 判タ 1245 号 232 頁)、「協定に基づく費用請求権」との債権届出に対し、「請負契約に基づく瑕疵修補請求権」の主張をすることは許されないとされた事案(東京地判平 17・3・8 金法 1742 号 6 頁)などがある。

このように、近時の裁判例は、一律に変更を認めないというものではなく、債権者表に記載された事項と異なる原因であっても、具体的事案に即し、その権利の実質的關係が同一である限りこれを許容すべきとするものも認められる²⁾。

四 本判決の位置づけ

本判決は、これらの議論に関する一事例として、参考になるものと思われるが、その判断過程において、破産管財人や破産債権者らが個別に認識していた主観的事実を基礎とするのではなく、破産債権者表の記載されている内容を基礎として客観的に判断するのが相当であるとし、破産債権届出書の具体的記載内容を以下のように検討している。

「そこで、控訴人による破産債権届出書(乙 4)を見ると、本件破産債権①について、備考欄に『別紙 2(2 頁)記載の当社から破産者への支払済金額 15 億 6800 円から太陽光発電等の適正金額である 11 億 4918 万円を控除した金額。』と記載されている。別紙 2(2 頁)には、取引開始後に行われたデューデリジェンスの結果、減価要因が発

見され、これを考慮した正当な評価額は、合計 11 億 4918 万円であり、支払済みの金額との差額を決済するのが当事者の合理的意思に合致するとして、本件破産債権①を届け出る旨明記している。その上で、なお書きで、『本来であれば契約を解除のうえ損害賠償を請求するところである。』との記載や『本来は詐欺ないし錯誤による無効を主張しうる事案である。』との記載があり、控訴人自ら、これらの主張が選択肢としてはありうることを前提にしつつ、届出債権はこれとは別のものと理解できる記載をしている。そうすると、控訴人自身も本件破産債権①と債権 A 及び B は別債権であるとの認識があったといえるし、破産管財人等の利害関係人としても、別債権として理解するのが当然である。そして、主張の構成によって、要件事実が大きく異なり、立証の要否や難易度も異なるから、異議等を出すべきか否かの判断にも大きく影響するというべきであり、それにもかかわらず、事後的に異議の訴え等の手続で主張の追加を許すことは、前述した破産法 128 条の趣旨に照らして適切とはいえない。

さらには、本件破産債権②及び③は、別途、F 案件の二重認定問題等に関して損害賠償請求債権として届け出たものであり、控訴人は損害賠償請求による構成として届け出るべき債権については区別して届け出ているのであるから、本件破産債権①についてはあえて損害賠償請求の構成による届け出をしなかったというほかない。」

このように、破産債権届出書の具体的な記載内容を客観的に検討した上で、新たな発生原因についての主張が、実質的に同一とはいえないとして、破産法 128 条に反し、追加主張が許されないと判断している。

本判決は、実務的に、破産債権届出等をなす段階において、債権の発生原因についての主張内容を慎重に検討の上、その記載方法についても、十分に検討の上記載することを要するものとして、参考になるものといえよう。

●—注

1) 以上、島岡大雄ほか編『倒産と訴訟』(商事法務、2013 年) 118 頁 [上甲第二]。

2) 以上、島岡ほか・前掲注 1) 118～119 頁 [上甲]。